

定期積金「スーパー積金」

(2020年6月1日現在)

商品名 (愛称)	定期積金 「スーパー積金」	
販売対象	・法人、個人	
期間	・6カ月以上5年以下	
預入	預入方法	・自動振替または窓口入金の取扱いに限ります。
	預入金額	・100円以上
	預入単位	・100円単位
払戻方法	・満期日以後に給付補填金とともに満期給付金として一括して払い戻します。	
利息	適用利率	・固定金利 契約時の店頭表示の金利〔年利回り〕を満期日まで適用します。 ・契約期間別の金利（3年未満、3年以上）の利率を適用します。
	支払方法	・給付補填金は満期日以降に一括して支払います。
	計算方法	・給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（なおマル優はご利用できません。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金および当座預金からの自動振替による受入れができます。 ・満期日に自動的に解約し、指定口座へ預け替えすることができます。 ・本支店の自動機（ATM）でご入金ができます。 	
中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金の利率（金額階層別の場合には下限利率）により計算した利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様支援部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品についての満期のご案内はございません。 ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率（金額階層別金利の場合には下限利率）によって計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）